

令和 7 年 2 月12日開会

令和 7 年 2 月徳島県議会定例会議案（その 3）

目 次

第 64 号	令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）	1 頁
第 65 号	令和 6 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）	21
第 66 号	令和 6 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）	23
第 67 号	令和 6 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	25
第 68 号	令和 6 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	27
第 69 号	令和 6 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	29
第 70 号	令和 6 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）	31
第 71 号	令和 6 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	33
第 72 号	令和 6 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第 1 号）	35
第 73 号	令和 6 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	37
第 74 号	令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）	39
第 75 号	令和 6 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	43
第 76 号	令和 6 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）	45
第 77 号	令和 6 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	47
第 78 号	令和 6 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 3 号）	49
第 79 号	令和 6 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）	53
第 80 号	令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	55
第 81 号	令和 6 年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）	57
第 82 号	令和 6 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）	59
第 83 号	令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	61

第	84	号	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について	63頁
第	85	号	徳島県生活環境保全条例の一部改正について	65
第	86	号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち管工事の請負契約について	69

第 64 号

令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度徳島県一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,671,112千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544,281,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の変更は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令 和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 税		千円 81,500,000	千円 3,500,000	千円 85,000,000
	1 県 民 税	26,672,873	2,500,000	29,172,873
	3 地 方 消 費 税	14,227,932	1,000,000	15,227,932
2 地 方 消 費 税 清 算 金		34,721,000	863,000	35,584,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	34,721,000	863,000	35,584,000
3 地 方 譲 与 税		15,811,000	1,103,326	16,914,326
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	14,026,000	1,480,300	15,506,300
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,502,000	△330,479	1,171,521
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	47,000	△5,876	41,124
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	102,000	△13,485	88,515
	5 森 林 環 境 譲 与 税	133,000	△26,622	106,378
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000	△512	488
4 地 方 特 例 交 付 金		1,930,000	342,283	2,272,283
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,930,000	342,283	2,272,283

	5 地 方 交 付 税		152,500,000	6,747,655	159,247,655
		1 地 方 交 付 税	152,500,000	6,747,655	159,247,655
	7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,285,758	△89,725	1,196,033
		1 分 担 金	321,225	△57,554	263,671
		2 負 担 金	964,533	△32,171	932,362
	8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,466,636	△123,205	5,343,431
		1 使 用 料	4,141,893	△88,274	4,053,619
		2 手 数 料	1,324,743	△34,931	1,289,812
	9 国 庫 支 出 金		86,345,000	△11,900,496	74,444,504
		1 国 庫 負 担 金	32,860,222	△7,951,260	24,908,962
		2 国 庫 補 助 金	52,014,425	△3,742,279	48,272,146
		3 委 託 金	1,470,353	△206,957	1,263,396
	10 財 産 収 入		1,052,613	△43,271	1,009,342
		1 財 産 運 用 収 入	753,765	△193,591	560,174
		2 財 産 売 払 収 入	298,848	150,320	449,168
	11 寄 附 金		15,159	274,137	289,296
		1 寄 附 金	15,159	274,137	289,296

	12 繰入金		28,862,142	△8,414,234	20,447,908
		1 特別会計繰入金	2,227,470	82,703	2,310,173
		2 基金繰入金	26,634,672	△8,496,937	18,137,735
	13 繰越金		13,617,244	1,392,442	15,009,686
		1 繰越金	13,617,244	1,392,442	15,009,686
	14 諸収入		74,818,618	1,739,976	76,558,594
		1 延滞金、加算金及び過料等	74,810	△9,000	65,810
		2 県預金利子	650	7,350	8,000
		4 貸付金元利収入	65,186,021	△98,700	65,087,321
		5 受託事業収入	543,577	△458,778	84,799
		6 収益事業収入	2,710,003	△674,857	2,035,146
		7 雑入	3,263,557	2,973,961	6,237,518
	15 県債		57,842,000	△7,063,000	50,779,000
		1 県債	57,842,000	△7,063,000	50,779,000
	歳入合計		555,952,170	△11,671,112	544,281,058

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 1,010,242	千円 5,063	千円 1,015,305
	1 議 会 費	1,010,242	5,063	1,015,305
2 総 務 費		36,630,023	5,860,238	42,490,261
	1 総 務 管 理 費	21,511,514	6,839,067	28,350,581
	2 企 画 費	6,734,044	△289,211	6,444,833
	3 徴 税 費	2,508,253	40,004	2,548,257
	4 市 町 村 振 興 費	1,473,490	△224,431	1,249,059
	5 選 挙 費	589,471	△1,955	587,516
	6 防 災 費	3,139,319	△496,874	2,642,445
	7 統 計 調 査 費	336,112	△7,298	328,814
	8 人 事 委 員 会 費	143,012	13,632	156,644
	9 監 査 委 員 費	194,808	△12,696	182,112
3 民 生 費		71,091,883	1,086,824	72,178,707
	1 社 会 福 祉 費	51,726,334	△157,626	51,568,708
	2 児 童 福 祉 費	14,671,983	1,157,091	15,829,074

		3 生 活 保 護 費	4,693,566	87,359	4,780,925	
	4 衛 生 費		29,950,635	△1,030,988	28,919,647	
		1 公 衆 衛 生 費	7,014,149	866,869	7,881,018	
		2 環 境 衛 生 費	4,836,749	△972,029	3,864,720	
		3 保 健 所 費	1,578,492	82,673	1,661,165	
		4 医 薬 費	8,950,559	△1,032,270	7,918,289	
		5 病 院 事 業 費	7,570,686	23,769	7,594,455	
	5 労 働 費		4,560,112	△79,518	4,480,594	
		1 労 政 費	3,466,098	23,815	3,489,913	
		2 職 業 訓 練 費	984,471	△101,970	882,501	
		3 労 働 委 員 会 費	109,543	△1,363	108,180	
	6 農 林 水 産 業 費		37,032,578	△3,403,063	33,629,515	
		1 農 業 費	4,980,423	△474,745	4,505,678	
		2 園 芸 費	1,003,478	△266,876	736,602	
		3 畜 産 業 費	2,178,119	27,119	2,205,238	
		4 農 地 費	12,286,928	△1,676,822	10,610,106	
		5 林 業 費	12,375,247	△1,024,076	11,351,171	

		6 水 産 業 費	4, 208, 383	12, 337	4, 220, 720	
	7 商 工 費		67, 381, 685	362, 380	67, 744, 065	
		1 商 業 費	61, 227, 162	152, 210	61, 379, 372	
		2 工 鉱 業 費	4, 519, 804	88, 160	4, 607, 964	
		3 観 光 費	1, 634, 719	122, 010	1, 756, 729	
	8 土 木 費		81, 120, 376	△4, 240, 511	76, 879, 865	
		1 土 木 管 理 費	6, 002, 935	△939, 403	5, 063, 532	
		2 道 路 橋 り よ う 費	34, 259, 280	△1, 260, 292	32, 998, 988	
		3 河 川 海 岸 費	24, 968, 187	△2, 265, 798	22, 702, 389	
		4 港 湾 費	6, 295, 054	24, 746	6, 319, 800	
		5 都 市 計 画 費	8, 013, 377	2, 191	8, 015, 568	
		6 住 宅 費	1, 581, 543	198, 045	1, 779, 588	
	9 警 察 費		22, 474, 781	1, 347, 208	23, 821, 989	
		1 警 察 管 理 費	19, 950, 162	1, 353, 125	21, 303, 287	
		2 警 察 活 動 費	2, 524, 619	△5, 917	2, 518, 702	
	10 教 育 費		90, 086, 406	△2, 560, 073	87, 526, 333	
		1 教 育 総 務 費	16, 785, 893	△297, 775	16, 488, 118	

		2 小 学 校 費	23,987,434	△941,200	23,046,234
		3 中 学 校 費	14,207,714	△452,251	13,755,463
		4 高 等 学 校 費	21,266,940	△360,153	20,906,787
		5 特 別 支 援 学 校 費	9,456,432	△212,863	9,243,569
		6 社 会 教 育 費	3,189,231	△218,958	2,970,273
		7 保 健 体 育 費	1,192,762	△76,873	1,115,889
	11 災 害 復 旧 費		11,649,200	△10,521,832	1,127,368
		1 農林水産施設災害復旧費	1,602,200	△1,277,010	325,190
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,947,000	△9,144,822	802,178
		3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
	12 公 債 費		67,192,486	△1,593,505	65,598,981
		1 公 債 費	67,192,486	△1,593,505	65,598,981
	13 諸 支 出 金		35,440,763	3,096,665	38,537,428
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	13,981,645	1,082,355	15,064,000
		2 利 子 割 交 付 金	54,650	12,350	67,000
		3 配 当 割 交 付 金	855,938	569,253	1,425,191
		4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	996,105	880,447	1,876,552

	5 法 人 事 業 税 交 付 金	1,662,920	137,944	1,800,864
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	17,399,021	434,979	17,834,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	171,184	△5,063	166,121
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	319,200	△15,600	303,600
歳 出 合 計		555,952,170	△11,671,112	544,281,058

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	一の堰ゲート改築事業	千円 890,000	6	千円 100,000	千円 890,000	6	千円 20,000
				7	310,000		7	390,000
				8	320,000		8	320,000
				9	160,000		9	160,000
	6 水 産 業 費	椿 泊 荷 さ ば き 所 整 備 事 業	3,000,000	5	600,000	3,000,000	5	600,000
				6	400,000		6	1,700,000
				7	1,700,000		7	400,000
				8	300,000		8	300,000

	8 土 木 費	2 道路橋りょう費	一ノ瀬トンネル 新設工事	2,700,000	4	300,000	2,700,000	4	300,000	
					5	800,000		5	800,000	
					6	900,000		6	1,000,000	
					7	700,000		7	600,000	
			恵比須浜トンネル 新設工事	2,200,000	4	300,000	2,200,000	4	300,000	
					5	600,000		5	600,000	
					6	800,000		6	900,000	
					7	500,000		7	400,000	
		5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工 架設工事	2,250,000	4	600,000	2,074,750	4	600,000	
					5	1,000,000		5	1,000,000	
					6	650,000		6	474,750	
	10 教 育 費	5 特別支援学校費	特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業	4,461,293	4	1,000	4,461,293	4	1,000	
					5	2,676,176		5	2,676,176	
					6	1,784,117		6	1,747,419	
								7	36,698	
		6 社会教育費	新ホール整備事業	19,793,000	5	0	0	5	0	
					6	0		6	0	

					7	5,842,000		7	0
					8	10,596,000		8	0
					9	3,355,000		9	0

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	職員研修費	千円 76,568
	2 企画費	広域交流連携推進費	8,000
	6 防災費	防災対策指導費	84,268
		総合情報通信ネットワークシステム運営費	246,331
		消防学校運営費	99,615
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者交流プラザ管理運営費	104,210
4 衛生費	1 公衆衛生費	動物愛護管理費	8,000
	2 環境衛生費	一般環境対策費	56,342
		廃棄物処理施設管理指導費	9,893
		生活環境整備指導費	6,490

	6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農林水産業未来創造事業費	10,000	
			就業機会創出支援費	15,000	
			農作物鳥獣被害防止対策費	18,148	
		3 畜 産 業 費	家畜保健衛生所運営費	66,740	
		4 農 地 費	土地改良計画調査事業費	18,200	
			県営農道整備事業費	2,150	
		5 林 業 費	林材業振興対策費	30,000	
	8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木調査事業費	7,285	
			土木企画調整事業費	168,657	
			建築基準法等施行費	4,800	
		2 道 路 橋 り ょ う 費	道路関係市町村指導監督事務費	600	
			高速自動車道対策事業費	168,391	
			高速道路整備支援事業費	10,735	
		3 河 川 海 岸 費	堰堤管理費	13,000	
		4 港 湾 費	港湾環境整備費	32,000	
		6 住 宅 費	建築物耐震化推進費	346,512	
	9 警 察 費	2 警 察 活 動 費	警察装備費	145,954	

10 教 育 費	6 社 会 教 育 費	少年自然の家管理運営費	30,000
		文化財保護費	6,399
		21世紀館運営費	326,855
11 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	市町村災害復旧事業監督事務費	1,600

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
2 総 務 費	2 企 画 費	地方創生の深化のための支援費	千円 155,720	千円 176,229
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	社会福祉振興対策費	8,000	27,500
		介護保険対策費	1,026,440	1,136,440
		老人福祉施設整備事業費	71,597	488,069
	2 児 童 福 祉 費	母子福祉等対策費	46,350	64,350
		児童福祉施設整備事業費	74,300	84,169
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	自然公園等施設整備事業費	42,000	47,500
		水質汚濁対策費	65,135	70,965
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	45,250	75,000

			県単独土地改良事業費	53,000	90,770	
			基幹農道整備事業費	60,000	76,000	
			農業集落排水整備事業費	210,300	132,593	
			老朽ため池等整備事業費	565,667	699,000	
			地盤沈下対策事業費	148,450	200,000	
			国営付帯県営農地防災事業費	60,000	63,000	
			地籍調査費	168,000	520,000	
	5 林 業 費		林業力倍增基盤整備促進事業費	80,495	313,197	
			森林環境保全整備事業費	514,000	674,000	
			優良種苗生産対策費	5,100	6,079	
			神山森林公園管理運営費	20,000	44,000	
			災害関連緊急治山事業費	80,000	0	
	6 水 産 業 費		県管理漁港維持補修費	60,000	90,000	
			水産物供給基盤機能保全事業費	378,200	420,000	
			漁港海岸保全施設整備事業費	133,000	152,000	
			県単独漁港漁場整備事業費	12,000	34,000	
	7 商 工 費	3 観 光 費	観光施設管理運営費	75,000	103,096	

	8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕費	2,593,000	4,235,000	
			道路局部改良事業費	268,000	523,000	
			路側整備事業費	139,000	261,000	
			緊急地方道路整備事業費	10,359,200	11,289,200	
			橋りょう修繕費	80,000	134,000	
		3 河 川 海 岸 費	河川海岸維持修繕費	258,000	1,550,000	
			総合流域防災事業費	4,781,000	4,963,000	
			通常砂防事業費	390,000	424,000	
			地すべり対策事業費	1,813,750	1,949,000	
			急傾斜地崩壊対策事業費	207,850	239,000	
			県単独砂防事業費	33,000	54,000	
			砂防維持修繕費	24,000	164,000	
			県単独急傾斜地崩壊対策事業費	26,000	59,000	
			災害防止対策緊急事業費	40,000	100,000	
			津波・高潮危機管理対策緊急事業費	91,500	123,000	
		4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	84,000	602,000	
			県単独港湾整備事業費	231,000	465,000	

			港湾海岸保全施設整備事業費	1,272,000	1,350,000	
			港湾補修事業費	1,128,000	1,616,000	
		5 都市計画費	都市計画調査事業費	31,000	57,739	
			街路事業費	501,000	559,979	
			緊急地方道路整備事業費	391,000	498,419	
			公園整備事業費	767,000	1,260,459	
			公園維持修繕費	9,000	68,929	
	10 教育費	6 住宅費	県営住宅建設事業費	342,000	417,937	
		4 高等学校費	高校施設整備事業費	3,319,044	3,033,590	
		5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	279,652	269,642	
	11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧 事業費	80,000	70,000	
			過年発生災害林道復旧事業費	65,000	0	
			現年発生災害林道復旧事業費	70,000	125,000	
		2 土木施設 災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000	0	
			現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000	0	
			過年発生河川等施設災害復旧事業費	694,000	171,542	
			現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000	422,584	

		過年発生港湾施設災害復旧事業費	53,000	0
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000	0

第4表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
事業・事業者情報管理システム構築等業務委託契約	自 令和7年度 至 令和8年度	237,500千円	自 令和7年度 至 令和8年度	324,993千円

第5表 地方債補正

1 追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公衆衛生事業	千円 2,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

2 変更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総 務 管 理 事 業	千円 309,000	千円 250,000
防 災 事 業	845,000	535,000
社 会 福 祉 事 業	339,000	265,000

環 境 衛 生 事 業	75,000	30,000
職 業 訓 練 事 業	8,000	6,000
農 業 事 業	136,000	29,000
農 地 事 業	3,256,000	2,677,000
林 業 治 山 事 業	3,314,000	2,946,000
工 鉱 業 関 係 事 業	17,000	0
土 木 管 理 事 業	525,000	531,000
道 路 橋 り ょ う 事 業	15,906,000	14,891,000
河 川 海 岸 事 業	14,281,000	13,457,000
港 湾 事 業	3,108,000	3,701,000
都 市 計 画 事 業	3,519,000	3,526,000
住 宅 事 業	156,000	0
警 察 関 係 事 業	431,000	390,000
教 育 総 務 事 業	222,000	55,000
高 等 学 校 整 備 事 業	3,250,000	3,033,000
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	991,000	866,000
社 会 教 育 事 業	698,000	582,000

土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	3,590,000	243,000
公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	94,000	0
臨 時 財 政 対 策 債	640,000	632,000
計	57,842,000	50,777,000

第 65 号

令和 6 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,710,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用度・給与集中管理収入		千円 33,240,188	千円 1,470,523	千円 34,710,711
	1 財 産 収 入	200	△200	0
	2 繰 越 金	101,532	8,555	110,087
	3 諸 収 入	1,728,909	△520,195	1,208,714
	4 給 与 振 替 収 入	31,409,547	1,982,363	33,391,910
歳 入 合 計		33,240,188	1,470,523	34,710,711

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 度 ・ 給 与 集 中 管 理 費		千円 33,240,188	千円 1,470,523	千円 34,710,711
	1 用 度 管 理 費	1,830,641	△511,840	1,318,801
	2 給 与 費	31,409,547	1,982,363	33,391,910
歳 出 合 計		33,240,188	1,470,523	34,710,711

第 66 号 令和 6 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ462,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 373,924	千円 88,678	千円 462,602
	1 繰 入 金	323,500	88,792	412,292
	2 諸 収 入	50,424	△114	50,310
歳 入 合 計		373,924	88,678	462,602

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 373,924	千円 88,678	千円 462,602
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	97,702	△14,509	83,193
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	38,340	111,787	150,127
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	237,882	△8,600	229,282
歳 出 合 計		373,924	88,678	462,602

第 67 号 令和 6 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 217,724	千円 △60,000	千円 157,724
	1 繰 越 金	110,826	△60,000	50,826
歳 入 合 計		217,724	△60,000	157,724

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 217,724	千円 △60,000	千円 157,724
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	217,724	△60,000	157,724
歳 出	合 計	217,724	△60,000	157,724

第 68 号 令和 6 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ318,392千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,257,706千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 71,576,098	千円 △318,392	千円 71,257,706
	1 分担金及び負担金	19,007,767	97	19,007,864
	2 国庫支出金	21,353,457	△183,322	21,170,135
	3 前期高齢者交付金	24,918,633	4,786	24,923,419
	4 共同事業交付金	150,081	△24,081	126,000
	5 財産収入	3,885	△2,435	1,450
	6 繰入金	4,642,275	△169,510	4,472,765

	7 繰越金	1,500,000	7,714	1,507,714
	8 諸収入		48,359	48,359
歳入合計		71,576,098	△318,392	71,257,706

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 71,576,098	千円 △318,392	千円 71,257,706
	1 国民健康保険事業費	71,570,213	△613,957	70,956,256
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	5,885	295,565	301,450
歳出合計		71,576,098	△318,392	71,257,706

第 69 号 令和 6 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ905,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地 方 独 立 行 政 法 人 徳 島 県 鳴 門 病 院 資 金 収 入		千円 712,945	千円 192,695	千円 905,640
	1 繰 入 金	139	695	834
	2 諸 収 入	497,806	198,000	695,806
	3 県 債	215,000	△6,000	209,000
歳 入 合 計		712,945	192,695	905,640

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地 方 独 立 行 政 法 人 徳 島 県 鳴 門 病 院 資 金 貸 付 金		千円 712,945	千円 192,695	千円 905,640
	1 地 方 独 立 行 政 法 人 徳 島 県 鳴 門 病 院 資 金 貸 付 金	712,945	192,695	905,640
歳 出	合 計	712,945	192,695	905,640

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地 方 独 立 行 政 法 人 徳 島 県 鳴 門 病 院 資 金 貸 付 金	千円 215,000	千円 209,000

第 70 号 令和 6 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,622千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 67,296	千円 △20,622	千円 46,674
	1 財 産 収 入	61,537	△14,873	46,664
	2 繰 越 金	5,749	△5,749	0
歳 入 合 計		67,296	△20,622	46,674

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費		千円 67,296	千円 △20,622	千円 46,674
	1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 費	67,296	△20,622	46,674
歳 出	合 計	67,296	△20,622	46,674

第 71 号

令和6年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ151,967千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 林 漁 業 改 善 資 金 収 入		千円 292,033	千円 △151,967	千円 140,066
	1 繰 越 金	275,552	△135,607	139,945
	2 諸 収 入	16,481	△16,395	86
	3 繰 入 金		35	35
歳 入 合 計		292,033	△151,967	140,066

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林漁業改善資金貸付金		千円 292,033	千円 △151,967	千円 140,066
	1 農林漁業改善資金貸付金	292,033	△151,967	140,066
歳 出	合 計	292,033	△151,967	140,066

第 72 号 令和 6 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50,735千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 193,192	千円 △50,735	千円 142,457
	1 財 産 収 入	127,538	△54,016	73,522
	2 繰 入 金	65,141	2,146	67,287
	3 繰 越 金	298	139	437
	4 諸 収 入	215	996	1,211
歳 入 合 計		193,192	△50,735	142,457

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 193,192	千円 △50,735	千円 142,457
	1 県有林県行造林事業費	193,192	△50,735	142,457
歳 出	合 計	193,192	△50,735	142,457

第 73 号 令和 6 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72,793千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,223,258千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,296,051	千円 △72,793	千円 2,223,258
	1 財 産 収 入	1,026,973	△4,365	1,022,608
	2 繰 入 金	432,000	△44,000	388,000
	3 繰 越 金	87,060	△24,428	62,632
歳 入 合 計		2,296,051	△72,793	2,223,258

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,296,051	千円 △72,793	千円 2,223,258
	1 公用地公共用地取得事業費	2,219,077	1,614	2,220,691
	2 土地開発基金積立金	76,974	△74,407	2,567
歳 出 合 計		2,296,051	△72,793	2,223,258

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 360,000

第 74 号

令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282,707千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,866,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 3,149,670	千円 △282,707	千円 2,866,963
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	993,235	△2,625	990,610
	3 財 産 収 入	54,503	26,474	80,977
	5 諸 収 入	466,932	△230,556	236,376
	6 県 債	1,395,000	△76,000	1,319,000

歳入合計	3,149,670	△282,707	2,866,963
------	-----------	----------	-----------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,149,670	千円 △282,707	千円 2,866,963
	1 港湾等整備事業費	2,355,020	△11,962	2,343,058
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	444,315	△231,039	213,276
	3 空港周辺整備事業費	350,335	△39,706	310,629
歳出合計		3,149,670	△282,707	2,866,963

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 80,000
		上屋管理費	25,000
		施設等運営費	5,000

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 港 湾 等 整 備 費 事 業	1 港 湾 等 整 備 費 事 業	徳島小松島港赤石地区整備事業費	千円 36,000	千円 55,255
	2 徳島小松島港 津田地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	72,000	180,000

第3表 地 方 債 補 正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度	
	補 正 前	補 正 後
空 港 周 辺 整 備 事 業	千円 348,000	千円 272,000
計	1,395,000	1,319,000

第 75 号 令和 6 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,028千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 190,276	千円 △98,028	千円 92,248
	1 財 産 収 入	1,003	13	1,016
	3 諸 収 入	128,454	△98,041	30,413
歳 入 合 計		190,276	△98,028	92,248

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 190,276	千円 △98,028	千円 92,248
	1 奨 学 金 貸 付 金	190,276	△98,028	92,248
歳 出	合 計	190,276	△98,028	92,248

第 76 号

令和 6 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,111,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,112,000	千円 △182	千円 3,111,818
	1 証 紙 収 入	2,253,233	△146,102	2,107,131
	2 繰 越 金	858,767	145,920	1,004,687
歳 入 合 計		3,112,000	△182	3,111,818

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		千円 3,112,000	千円 △182	千円 3,111,818
	1 他 会 計 繰 出 金	3,112,000	△182	3,111,818
歳 出 合 計		3,112,000	△182	3,111,818

第 77 号

令和 6 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,568,490千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,618,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 管 理 収 入		千円 96,187,000	千円 △1,568,490	千円 94,618,510
	1 繰 入 金	66,824,000	△1,568,490	65,255,510
歳 入 合 計		96,187,000	△1,568,490	94,618,510

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 96,187,000	千円 △1,568,490	千円 94,618,510
	1 公 債 費	96,187,000	△1,568,490	94,618,510
歳 出 合 計		96,187,000	△1,568,490	94,618,510

第 78 号

令和 6 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	207,320人	200,718人
外 来	240,813人	234,053人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	568人	549人
外 来	991人	963人

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	27,468,278千円	928,946千円	28,397,224千円
第 1 項 医 業 収 益	23,501,765千円	839,149千円	24,340,914千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,966,513千円	46,370千円	4,012,883千円
第 3 項 特 別 利 益		43,427千円	43,427千円
支 出			
第 1 款 病 院 事 業 費 用	29,284,129千円	2,103,441千円	31,387,570千円
第 1 項 医 業 費 用	28,146,279千円	1,801,831千円	29,948,110千円
第 2 項 医 業 外 費 用	1,137,850千円	160,637千円	1,298,487千円

第3項特別損失

140,973千円

140,973千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,042,050千円」を「不足する額1,042,260千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,764千円及び過年度分損益勘定留保資金1,032,286千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,063千円及び過年度分損益勘定留保資金1,033,197千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款資本的収入	8,382,279千円	△210千円	8,382,069千円
第1項企業債	4,506,000千円	△16,000千円	4,490,000千円
第2項負担金	865,105千円	7,099千円	872,204千円
第4項補助金	11,174千円	8,691千円	19,865千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
病院整備事業	千円 4,506,000	千円 4,490,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	14,067,740千円	1,016,231千円	15,083,971千円
(たな卸資産の購入限度額)			

第7条 予算第8条中「6,530,000千円」を「7,700,000千円」に改める。

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第 79 号

令和 6 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(1) 供給電力量	水力発電所	324, 700, 000 k W h	373, 902, 717 k W h
	太陽光発電所	4, 629, 000 k W h	5, 215, 562 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1, 072, 541千円	1, 057, 770千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科	目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入			
第 1 款 事 業	収 益	5, 080, 070千円	326, 912千円	5, 406, 982千円
第 1 項 営 業	収 益	5, 071, 246千円	295, 189千円	5, 366, 435千円
第 2 項 財 務	収 益	2, 423千円	31, 452千円	33, 875千円
第 3 項 事 業 外	収 益	6, 401千円	271千円	6, 672千円
	支 出			
第 1 款 事 業	費 用	4, 743, 582千円	109, 628千円	4, 853, 210千円
第 1 項 営 業	費 用	4, 672, 057千円	△318千円	4, 671, 739千円
第 3 項 事 業 外	費 用	66, 524千円	109, 946千円	176, 470千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額2, 272, 224千円」を「不足する額2, 257, 136千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額97, 204 千円、建設改良積立金288, 000千円及び過年度分損益勘定留保資金1, 887, 020千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額135, 521千円、建設

改良積立金590,453千円及び過年度分損益勘定留保資金1,531,162千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	310,676千円	7,773千円	318,449千円
第1項 固定資産売却代	791千円	300千円	1,091千円
第3項 工事負担金	2,499千円	368千円	2,867千円
第4項 投資有価証券償還金		265千円	265千円
第5項 その他収入		6,840千円	6,840千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,582,900千円	△7,315千円	2,575,585千円
第1項 建設改良費	1,072,541千円	△14,771千円	1,057,770千円
第2項 投資	1,510,359千円	7,456千円	1,517,815千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	940,512千円	15,959千円	956,471千円

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第 80 号

令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）		（補正前）	（補正後）
(2) 年間総給水量	67,243,950m ³	67,302,030m ³	吉野川北岸工業用水道	38,591,450m ³	38,649,530m ³
(3) 1 日平均給水量	184,230m ³	184,389m ³	吉野川北岸工業用水道	105,730m ³	105,889m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	380,175千円	439,090千円
			阿南工業用水道改良工事	126,679千円	123,511千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,226,596千円	47,893千円	1,274,489千円
第 1 項 営 業 収 益	1,164,812千円	37,964千円	1,202,776千円
第 2 項 営 業 外 収 益	61,784千円	9,929千円	71,713千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,146,200千円	23,386千円	1,169,586千円
第 1 項 営 業 費 用	1,111,705千円	△19,351千円	1,092,354千円
第 2 項 営 業 外 費 用	34,495千円	42,737千円	77,232千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額611,562千円」を「不足する額436,437千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,202千円及び過年度分損益勘定留保資金566,360千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,890千円、減債積立金29,000千円及び過年度分損益勘

定留保資金378,547千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	25,321千円	230,872千円	256,193千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	149千円	150千円	299千円
第2項 補 助 金	15,700千円	△4,300千円	11,400千円
第4項 工 事 負 担 金		235,022千円	235,022千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	636,883千円	55,747千円	692,630千円
第1項 建 設 改 良 費	506,854千円	55,747千円	562,601千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	224,489千円	△17,554千円	206,935千円

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 81 号

令和 6 年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県土地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度徳島県土地造成事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第 1 款 事 業 収 益		7,851千円	1,098千円	8,949千円
第 2 項 営 業 外 収 益		111千円	1,098千円	1,209千円
支 出				
第 1 款 事 業 費 用		1,828千円	12千円	1,840千円
第 1 項 営 業 費 用		1,827千円	12千円	1,839千円

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 82 号

令和 6 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度徳島県駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	28,039千円	2,700千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事業収益	65,813千円	721千円	66,534千円
第 2 項 営業外収益	753千円	721千円	1,474千円
支 出			
第 1 款 事業費用	49,040千円	△5,832千円	43,208千円
第 1 項 営業費用	46,490千円	△3,533千円	42,957千円
第 2 項 営業外費用	2,550千円	△2,299千円	251千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額28,039千円」を「不足する額2,700千円」に、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10千円及び過年度分損益勘定留保資金28,029千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209千円及び過年度分損益勘定留保資金2,491千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 資本的支出	28,039千円	△25,339千円	2,700千円

第1項 建設改良費

28,039千円

△25,339千円

2,700千円

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第 83 号

令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,024,380千円	△19,555千円	1,004,825千円
第 1 項 営 業 収 益	381,263千円	△17,735千円	363,528千円
第 2 項 営 業 外 収 益	643,117千円	△1,820千円	641,297千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,024,380千円	△19,555千円	1,004,825千円
第 1 項 営 業 費 用	918,580千円	△17,376千円	901,204千円
第 2 項 営 業 外 費 用	105,800千円	△2,179千円	103,621千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	552,030千円	1,200千円	553,230千円
第 2 項 補 助 金	197,684千円	1,200千円	198,884千円
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	552,030千円	1,200千円	553,230千円
第 1 項 企 業 債 償 還 金	529,830千円	1,200千円	531,030千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	18,559千円	△86千円	18,473千円
(他会計からの補助金)			

第5条 予算第8条中「321,754千円」を「320,585千円」に改める。

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第八十四号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次
のように定める。

令和七年二月十九日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
次に掲げる条例の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

一 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）附則第三条第一項第四号及び第四項、第十四条、第十六条並
びに第十九条

二 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十五号）附則第三項及び第八項

三 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第五十三号）附則第八項

四 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第六十二号）附則第九項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により地方公務員法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要

の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十五号

徳島県生活環境保全条例の一部改正について

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年二月十九日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られている」を「講じられている」に改める。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十三条第一項第二号中「及び特定事業に供する施設（以下この節において「特定事業場」という。）の位置」を「の所在地」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同項第十一号中「措置」の下に「（申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難である場合にあつては、その旨）」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同条第二項中「堆積^{たいせき}を」を「堆積^{たいせき}を」に、「一時堆積事業^{いちたいせきじぎょう}」を「一時堆積事業^{いちたいせきじぎょう}」に改め、同項第一号中「第八号及び第十一号」を「及び第八号」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「一時堆積事業^{いちたいせきじぎょう}」を「一時堆積事業^{いちたいせきじぎょう}」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置

第六十三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第六十四条中「保全及び住民の生活の安全の確保上」を「保全上」に、「及び住民の生活の安全の確保の」を「の」に改める。

第六十五条第一項第三号を削り、同項第四号中「図られていること」を「講じられていること（当該申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難であると知事が認める場合を除く。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号イ中「若しくは第三項又は第七十六条第二項」を「又は第三項」に改め、同号口中「第七十六条第一項」を「第七十六条（第七号に係る部分を除く。）」に、「含む。」を「含む。」に改め、同号口ただし書を削り、

同号を同項第四号とし、同条第二項第三号を削り、同項第四号中「図られている」を「講じられている」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「前項第六号イ」を「前項第四号イ」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項を削る。

第六十六条中「保全し、又は住民の生活の安全を確保する」を「保全する」に改める。

第七十二条第一項中「ただし、」の下に「第六十五条第一項第三号の規定により当該特定事業区域内の浸透水を採用するために必要な措置を講ずることが困難であると知事が認めるとき又は」を加える。

第七十三条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域又はその周辺」に改める。

第七十四条第二項中「並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削り、同条第四項中「並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうか」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第七十六条第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十一条第二項」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 第六十五条第一項第四号イからハまでのいずれかに該当するに至ったとき。

第七十六条第一項第七号中「第六十五条第一項第六号イ」を「第六十五条第一項第四号イ」に、「又は第二項第六号」を「のいずれか」に改め、同項第八号及び同条第二項を削る。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第七十八条第一項中「保全又は生活の安全の確保上」を「保全上」に改め、同条第二項中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に改め、同条第三項中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に、「保全又は生活の安全の確保上」を「保全上」に改める。

第一百四十五条第一号中「、第六十一条第二項、第七十六条第一項又は第七十七条第一項若しくは第二項」を「又は第七十六条」に改める。

第一百五十条第一号中「第六項」を「第五項」に改める。

別表第七第十三号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第十七その一の表六価クロム化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改め、同その一の表トリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表その二の表大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個）の項を次のように改める。

大腸菌数	日間平均八〇〇
(単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位)	

別表第十七その二の表の備考1中「K〇一〇二の三九・一又は三九・二」を「K〇一〇二一の一〇・五又は一〇・六」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第十七その二の表の備考1の改正規定 公布の日

二 別表第七第十三号の改正規定、別表第十七その一の表の改正規定及び同表その二の表の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五項及び第六項 令和七年四月一日

（土砂等の埋立て等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 次に掲げる特定事業（徳島県生活環境保全条例第二条第十五号に規定する特定事業をいう。以下同じ。）のうち、施行日以後に宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたもの以外のものについての改正前の徳島県生活環境保全条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第十四号及び第二章第五節の規定の適用については、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可を受けている特定事業

二 前項に規定する徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可の申請に係る特定事業であつて、同項の許可を受けたもの

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第六十一条第二項の規定による命令については、なお従前の例による。

（排水の規制基準に関する経過措置）

5 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際現に設置されている徳島県生活環境保全条例第二十一条の汚水等排出施設（設置の工事がされている施設を含む。）を設置する工場又は事業場から同条第十号の公共用水域に排出される水の六価クロム化合物についての同条例第三十八条第一項の排水の規制基準は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から六月間は、改正後の徳島県生活環境保全条例別表第十七その一の表六価クロム化合物の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

6 この条例（附則第一項第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

本県において、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域が指定されることに伴い、土砂等の埋立て等に係る災害の防止に関する規定について所要の改正を行うとともに、水質汚濁防止法施行令第の一部が改正されたことに鑑み、本県の排出水の規制基準について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 86 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち管工事の請負契約について
次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工	事	名	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち管工事
2	工	事	箇 所	鳴門市撫養町立岩
3	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年10月31日まで
4	契	約	金 額	736,560,000円
5	契	約	の 方 法	一般競争入札
6	契	約	の 相 手 方	フィート技建・小松設備・ササノ 鳴門総合運動公園野球場管工事共同企業体
			代表構成員	徳島市助任橋三丁目25番地 1
				フィート技建株式会社
			代 表 取 締 役	高 山 裕 之
			構 成 員	徳島市川内町大松230番地 5
				小松設備株式会社
			代 表 取 締 役	笠 井 宏 章
			構 成 員	徳島市吉野本町四丁目29番地
				株式会社 ササノ
			代 表 取 締 役	篠 野 秀 人

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

